

十和田八幡平国立公園における ドローン使用上の注意事項

1. 事前に土地や施設の所有者に確認してください。

- ・ 利用する土地や施設の所有者を調べた上で事前に連絡し、注意事項等をご確認ください。なお、国立公園は土地の所有に関わらず指定しており、環境省がすべての土地の権限を有している訳ではありません。
- ・ 十和田八幡平国立公園は、多くが国有林です。国有林でドローンを使用する場合は入林届の提出が必要です。詳細は以下の URL をご確認ください。

東北森林管理局 HP :

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/nyurin/300326doronhikou.html>

2. 関係法令を遵守ください。

- ・ 天然記念物等に指定された場所（例：十和田湖、奥入瀬溪流、焼走り溶岩流、秋田駒ヶ岳、玉川温泉 等）では、ドローンの使用に際して文化財保護法に基づく手続きが必要な場合があります。管轄の市町村の文化財担当部局までお問合せください。
- ・ その他、自治体の条例等により規制がかかっている場合がありますので、ご自身でご確認の上、関係法令を遵守ください。
- ・ なお、自然公園法においては、他の利用者に著しく迷惑をかけた場合や、ドローンの落下・衝突により野生生物を損傷させた場合、落下したドローンを回収せずに放置した場合等には、罰則の適用や必要な措置を命じる場合があります。

3. 利用者が集中する場所での使用は極力控えてください。

- ・ 利用者が集中する場所では、落下による衝突等の事故が発生する懸念があります。また、上空から撮影されていることや飛行音に対して不快感を抱く方もおり、トラブルの元となります。そのため、利用者が集中する場所での使用は極力控えてください。

4. 野生生物に十分な配慮をしてください。

- ・ ドローンによる野生生物への接近は、野生生物の行動を変化させる可能性があるため、控えてください。特に野鳥の場合には、繁殖期に巣に近づくことでストレスを与え、営巣放棄につながる懸念があります。
- ・ 十和田八幡平国立公園にはツキノワグマが多く生息しています。ドローンでの接近がクマを驚かせ、クマが予期せぬ行動をとることで人身事故の元となる懸念があります。見かけた場合はドローンでの接近・追い回し行為を控え、刺激しないよう十分な距離を確保してください。

- ・ 十和田八幡平国立公園には貴重な湿原植生や高山植生が多く分布しています。歩道等を外れ、植生に踏み込んで操縦することはやめてください。

5. 十分な安全対策を講じ、回収可能な場所で使用してください。

- ・ 十和田八幡平国立公園は、多くが山岳地であり、平地よりも気象条件が厳しい環境にあります。そのため、複数人で飛行中の安全確認を行う、天候不良時には飛行を断念する等、落下事故を防ぐための十分な安全対策を講じてください。
- ・ 湖沼の中や噴気地帯等、立入りが困難な場所に落下した場合は、回収できません。また、脆弱な湿原植生や高山植生の上に落下した場合は、その回収作業等により植生が損傷される可能性があります。国立公園の貴重な自然環境に負荷を与えないよう、極力落下時にも回収可能な場所で使用してください。